

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月6日
【会社名】	戸田建設株式会社
【英訳名】	TODA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今井雅則
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目7番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場 所で行っております。)
【電話番号】	03-3535-1357
【事務連絡者氏名】	執行役員(財務担当) 山崎俊博
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀二丁目8番5号
【電話番号】	03-3535-1357
【事務連絡者氏名】	執行役員(財務担当) 山崎俊博
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2020年2月25日
【発行登録書の効力発生日】	2020年3月4日
【発行登録書の有効期限】	2022年3月3日
【発行登録番号】	2 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 50,000百万円
【発行可能額】	40,000百万円 (40,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出 した。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書による発行登録の効力停止期間は、2020 年8月6日(提出日)である。
【提出理由】	2020年2月25日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一 部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要と するためおよび「募集又は売出しに関する特別記載事項」を 追加するため、本訂正発行登録書を提出する。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

戸田建設株式会社 千葉支店

(千葉市中央区新千葉一丁目4番3号)

戸田建設株式会社 関東支店

(さいたま市浦和区高砂二丁目6番5号)

戸田建設株式会社 横浜支店

(横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号)

戸田建設株式会社 大阪支店

(大阪市西区西本町一丁目13番47号)

戸田建設株式会社 名古屋支店

(名古屋市東区泉一丁目22番22号)

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、10,000百万円を社債総額とする戸田建設株式会社第7回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）（以下「本社債」という。）（別称：戸田建設グリーンボンド）を、下記の概要にて募集する予定です。

各社債の金額 : 金1億円

発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しております。

引受人の氏名又は名称	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額10,000百万円（発行諸費用の概算額は未定）

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

運転資金、設備投資資金、借入金の返済資金、投融資資金、有価証券の取得資金及び社債償還資金に充当する予定であります。

(訂正後)

運転資金、設備投資資金、借入金の返済資金、投融資資金、有価証券の取得資金及び社債償還資金に充当する予定であります。

本社債の手取金については、全額を2023年9月末までにグリーンビルディングである（仮称）新TODA BUILDINGの建設（新本社ビル建替え）のための設備投資資金に充当する予定であります。なお、実際の充当时期までは、現金又は現金同等物にて管理します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

戸田建設株式会社第7回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）に関する情報

グリーンボンドとしての適合性について

当社は、本社債についてグリーンボンドの発行のために国際資本市場協会(ICMA)の「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」（注1）及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2020年版」（注2）に則したグリーンボンドフレームワークを策定し、第三者評価機関であるサステナリティクスよりセカンドパーティ・オピニオンを取得しております。本社債の手取金の使途である（仮称）新TODA BUILDINGの建設は、2015年9月に国際連合が制定した「持続可能な開発目標」（SDGs）のうち、グリーンビルディングのカテゴリーと合致します。

また、株式会社格付投資情報センター（R&I）による「R&Iグリーンボンドアセスメント」（注3）の最上位評価である「GA1」の予備評価を取得しております。

なお、本社債が第三者評価を取得することに関し、環境省の2020年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業（注4）の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるサステナリティクスおよびR&Iは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

（注1）「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

（注2）「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインです。

（注3）「R&Iグリーンボンドアセスメント」とは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度を、グリーンボンド原則に掲げられた項目を含む評価基準に従って5段階の符号で評価し、債券の償還までモニタリングを行うものです。それに付随してグリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを提供することがあります。セカンドオピニオンとは、発行体等が定めるグリーンボンドのフレームワークが、グリーンボンド原則等に則しているかを評価するものです。

（注4）グリーンボンド等を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等フレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンド等の要件は、発行時点において以下の全てを満たすものです。

(1) グリーンボンドの場合にあっては、調達資金の100%がグリーンプロジェクトに充当されるものであって、発行時点で以下 又は のいずれかに該当すること。

サステナビリティボンドの場合にあっては、調達資金の50%以上がグリーンプロジェクトに充当されるものであり、発行時点において以下 に該当し、かつ、ソーシャルプロジェクトを含む場合は環境面で重大なネガティブな効果がないこと。

主に国内の脱炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）

・調達資金額の半分以上が国内脱炭素化事業に充当される又はグリーンプロジェクト件数の半分以上が国内の脱炭素化事業であるもの

脱炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業

・脱炭素化効果 国内のCO2削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの

・地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等

(2) グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること

(3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと